

予防接種健康被害救済制度をご存じですか?

【1976年制定】健康被害救済制度とは

厚生労働省は予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀とはいえ不可避的に生ずるとして救済制度を設けています。

「健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき」に給付が受けられます。

厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」*出典⑤

新型コロナワクチン死亡・後遺障害の被害認定件数 (2024年8月5日 現在)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
後遺障害認定	2	6	7	10	17	14	21	15	4	96
死亡認定	7	24	21	35	72	107	213	185	68	732
障害+死亡認定計	9	30	28	45	89	121	234	200	72	828

*後遺症認定は「障害年金」の支給が認定された事案 *出典③

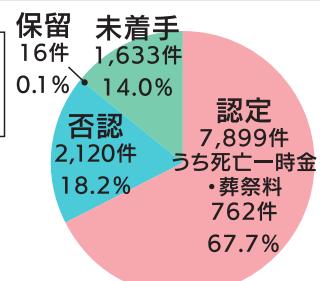
死亡認定は「死亡一時金」と「葬祭料」の支給が認定された事案の合計

(厚生労働省疾病・障害認定審査会の公開資料に基づき集計)

予防接種健康被害救済制度 新型コロナワクチン関係分審査状況

申請受理 11,668件
(2024年8月5日現在)

申請後に厚生労働省
で審議された方の
78.7%が認定されて
います。



*出典③

行政のワクチン接種記録の
保存期間は最低5年です

「予防接種健康被害救済制度」へ申請するためには

準備しておくべきもの



- ◎ワクチン接種券
- ◎接種前の健康診断データ
- ◎カルテ写し・検査データ



患者の会HP
準備しておくもの

申請へのサポート

- ◎「救済制度」とは? ◎救済制度のハードル
- ◎提出書類について ◎救済制度 解説動画
- ◎否認された場合 ◎申請にかかるトラブル時



患者の会HP
申請へのサポート

新型コロナワクチン後遺症 患者の会

ワクチン後遺症患者の救済
制度申請の支援や相談支援、
地方患者の会での仲間同士
の交流の機会提供のほか、
様々な課題の集約・啓発等を
精力的に行ってています。



患者の会HP

「現状の改善を求める“全国アクション”」
厚生労働省会見室での記者会見



NPO法人 駆け込み寺2020

ワクチン接種後に身内を亡
くされた方々やワクチンハラ
スメントなどの無料相談窓
口を備え、賛同議員、弁護士、
医師有志で被害者遺族の
訴訟支援も行われています。



駆け込み寺HP



繋ぐ会 (ワクチン被害者遺族の会)

ワクチン接種で身内を亡
くされた方々の救済目的
として結成された団体。
被害者をこれ以上増やさ
ないために、集団訴訟に向
けて準備中です。



繋ぐ会HP

「残された家族を繋ぐ、その思いを繋ぐ、
未来へ繋ぐ」繋ぐ会 活動記録動画

チラシの出典情報
のまとめはこちら

<https://vmed.jp/source/>



新型コロナ「ワクチン」接種事業の 即時中止を強く求めます

全国有志医師の会

